# 男声合唱団「昴」会則

## 第1条(名称·所在地)

本会は、男声合唱団「昴」(以後「団」とします)と称し、事務所を大阪市中央区谷町7丁目1番地39 -308号 ねむかホール内に置きます。

## 第2条(性格・目的)

団は、合唱を主体として、楽しくいきいきと歌い続ける大衆的で民主的な音楽団体であり、日本のうたご え運動と連帯しながら、平和で健康なうたを歌い広めます。

### 第3条(活動)

団は、目的を実現するために「うたごえは生きる力」「うたごえは平和の力」を合言葉に次の活動を行な います。

- 1. 各地域、各階層とのうたごえ交流や演奏活動を積極的に行います。
- 2. 団員相互の友情と団結を深めるための活動をします。
- 3. 月3回以上の合唱練習(パート練習を含む)を行います。
- 4. 友の会、日曜会員などの制度を設け、団活動の活性化、団員拡大をめざします。
- 5. その他、目的に応じた必要な活動を進めます。

### 第4条(団員)

団の会則に賛同する人は入団することが出来、団員は次の権利と義務をもちます。

- 1. 練習に参加し、団の方針に基づいて活動します。
- 2. 団費は定期的に毎月納めます。
- 3. 団の役員を選び、または選ばれる権利をもちます。

### 第5条(機関・運営)

- 1. 団は団員の自主的且つ積極的な意志に基づく民主的な運営を貫くものとし、団に次の機関をおきます。
  - ① 総会 ② 運営委員会
- 2. 総会は、団の最高決議機関です。
  - 1) 定期総会は年一回開きます。また、必要に応じ臨時総会を開くことが出来ます。
  - 2)総会は次のことを行ないます。

    - ①活動報告の承認と活動方針決定 ②1年間の予算決定と収支決算の承認
    - ③役員の選出

- ④会則の改訂、その他
- 3)総会は運営委員会が召集し、団員の過半数の出席(委任状を含む)で成立します。
- 4) 議決は出席者の2/3以上の賛成を必要とします。
- 3. 運営委員会は総会から次の総会までの執行機関です。
  - 1) 1ヶ月に1回、団長が召集し、総会の方針の実行、団の運営および日常業務の執行にあたり ます。
  - 2) 運営委員会は団長、副団長、事務局長、指揮者、副指揮者、財政部長、技術部長、組織部長、 広報部長、パートマネージャー、パートリーダー、ヴォイストレーナー、他若干名で構成します。
- 4. 団の活動を分野別に専門的に担当するため、必要に応じて部および係を創設します。

## 第6条(役員等)

団に次のような役員をおきます。役員は総会で選出し、その任期は総会から総会までとします。

- 1. 役員は、①団長1名 ②副団長若干名 ③事務局長1名 ④指揮者 ⑤副指揮者 ⑥財政部長1名 ⑦技術部長1名 ⑧組織部長1名 ⑨広報部長1名 ⑩運営委員 若干名 ⑪パートリーダー 各パート 1名 ⑫パートマネージャー 各パート 1名 ⑬ヴォイストレーナー ⑭会計監査2名
- 2. 団長は団を代表し、団務及び運営委員会の業務を統轄し、副団長は団長を補佐します。

3. 事務局長は日常業務を統轄します。

## 第7条(名誉役員)

団は名誉役員をおくことができます。名誉役員をおくときは、団総会に報告し承認を受けます。

1. 名誉役員は必要がある場合、運営委員会などにでて意見を述べることができます。

## 第8条(財政)

1. 団の財政は、団費・寄付等の収入に基づき運営し、団費は以下の通りとします。

通常団費	4,000円/月
その他個人的理由がある場合	個別に運営委員会で定めます
休団団費	500円/月

2. 団の財政は年間の収支決算の監査を受けた後、総会にて承認を得ます。

## 第9条(加盟)

団は大阪のうたごえ協議会、大阪市内南部うたごえサークル協議会に加盟して活動します。

#### 第10条(慶弔)

1. 必要に応じ、以下のごとくとします。

2. 上記以外に必要に応じ、一般的社会的通念で慶弔することができます。

#### 第11条(付則)

- 1. 団の運営を円滑にするために、別に細則を設けることができ、総会で決定します。
- 2. この会則は、2008年10月から実施します。
- 3. 2009年7月20日の総会にて、第6条(役員)で副団長若干名を付加します。
- 4. 2011年7月19日の総会にて、第7条(名誉役員)を付加します。
- 5. 2012年7月16日の総会にて、第6条(役員)で会計監査2名を付加します。また第8条(財政)で団費3.000円とします。2項で会計監査を受けることとします。
- 6. 2013年8月18日の総会にて、第5条(機関・運営)3項2)で技術企画部員を付加。同4項 1)で副指揮者を付加し明確にします。また、第8条(財政)1項で通常団費の但し書きを削除し ます。また、第10条(慶弔)で2項を付加します。
- 7. 2014年7月21日の総会にて、第5条1項③および4項を削除。と同時に関連する第5条3 2)の関連する字句を削除し、指揮者、副指揮者、パートリーダー、ヴォイストレーナーを付加します。また、第6条1項の⑬技術企画委員 若干名を削除し、ヴォイストレーナーを付加します。
- 8. 2016年8月29日の総会にて、第6条1項で⑩うたごえ新聞担当を付加。および各1名を各パート1名とします。
- 9.2022年8月28日の総会にて、第6条1項の⑭サブパートマネージャーおよび⑯うたごえ新聞担当を削除し⑭に会計監査2名とします。
- 10.2023年7月17日の総会にて、第8条1項の通常団費を4.000円/月に変更します。
- 11.2024年8月27日の総会にて、第3条(活動)4項を挿入、4項を5項に変更します。